原子力規制委員会記者会見録

● 日時:令和2年4月8日(水)14:30~

● 場所:原子力規制委員会庁舎 記者会見室

● 対応:更田委員長、児嶋総務課長

<質疑応答>

○司会 それでは、定刻になりましたので、ただいまから原子力規制委員会の定例会見を 始めます。

皆様からの質問をお受けします。いつものとおり、所属と名前をおっしゃってから質問の方をお願いいたします。

質問のある方は手を挙げてください。ヨシノさん。

○記者 テレビ朝日、ヨシノです。

ちょっと色合いを変えた質問なのですけれども、5月10日ぐらいまで、このコロナの緊急事態を受けまして、委員会も隔週で、それから、審査会合もふだんよりはスローダウンしていくと思うのですけれども、今、いろいろな課題がある中で、この状況下においても、委員長、優先して取り組まなければならない審査、課題について、お考えがあったら教えてください。

- ○更田委員長 審査ですか。それとも規制委員会の活動全体ですか。
- ○記者 全体を通じてです。
- ○更田委員長 規制委員会の活動全体では、まず一番優先順位が高いのは、緊急時の対応 体制を維持し続けること。例えば、警戒事態というような事態になった場合には、プラ ント側、それから、オフサイト側それぞれ機能班を設けて、例えば、プラント側の対応 の監視であるとか、それから、オフサイト側でいえば、様々な防災上の防護策に向けた 準備やモニタリングというのは各班に分かれて活動するわけですけれども、これらの各 機能班の能力を維持し続けることというのが一番優先順位が高い。

このために各機能班をいわゆるAチーム、Bチーム、A班、B班に分けて、その間の接触をなるべく少なくして、考えたくないことですけれども、共倒れを起こさないようにすると。

従いまして、繰り返しますけれども、一番優先順位が高いのは緊急時の対応体制を維持し続けること。

そして、二つ目といえば、これは日常的なものも含めて、原子力施設への監視であります。規制庁のいわゆる本庁というか、この建物の職員が出かけていく専門検査ですとか、チーム検査という言い方をしていますけれども、これはどうしても感染症対策の影響が出ざるを得ない。

というのは、東京に在勤している者が各サイトへ行くというようなことは非常にリス

クが高いと考えざるを得ないので、専門検査については、この期間中、ただ、各サイトの方から見れば、そんなに頻度の高いものでもありませんし、また、この対策期間に進められないものは、後から取り戻すこともできるだろうと考えています。

それから、お尋ねにあった審査でまず維持をしなければならないのは、医療用のRI関係の申請は続いています。これは何といっても医療のためのものですので、遅れがなかなか許されるものではないので、医療用のRIを中心としたRI規制に関わる審査というのは、この対策期間中も維持をすることの優先順位が高い。

それから、その他の審査で関心の高いプラント側の審査ですけれども、これについては、審査会合もテレビ会議でかなりの部分ができそうな見通しが立ってきたということもあり、それから、大きな案件であれば、日本原燃の六ヶ所再処理施設、これは大きな論点に関する議論が幸いなことに概ね終わった段階であったので、そういった意味では、膨大な量の資料やデータのチェックの段階に入っているので、これは会合を持たなくても、それから、それぞれのメンバーが在宅勤務であっても進めることができるので、余り影響は出ないだろうと。

更に言えば、特定重大事故等対処施設の、これは主に工認に係る部分なのですけれど も、これもたまたま山を越したようなところだったので、そんなに大勢のメンバーが集 まってかんかんがくがくの議論をしなければならないとか、あるいは事業者との間に厳 しい対立点があって、意見を戦わせなければならないというような局面ではなかったの で、そういった意味で、それほど審査に影響は出ないのではないかと期待をしています。 どうしても影響が出るのは、今日、委員会の席上でも申し上げましたけれども、東京 電力福島第一原子力発電所の事故の分析調査に関しては、この期間中にかなり建屋へ再 び入っていくような調査を計画していましたし、それから、ちょうど1・2号機のスタッ クの下の方の部分にカメラを入れてみるというようなことを計画していて、これは是非 本庁の職員も同行してというつもりだったのですけれども、やはり東京から万一ウイル スを1Fに運ぶなんていうことがあったら、これは決して許されることではないので、や はり出張は許可できないということで、東京電力の人たちと、それから、現地の福島事 務所の事務職員で対応できる部分は進められるでしょうけれども、なかなか、さらに、 外国の専門家の来日等も予定していたのがキャンセルになってしまったこともあって、 1Fの事故分析は相当期間分、この対策期間分の遅れが出てしまうのではないかなと思っ ています。

そのぐらいですかね。

○記者 六ヶ所の話が出ましたので、お伺いしたいのですけれども、この間の委員会の報告の中でも、概ね論点でまだ積み上げなければならないものというのは特段報告がなかったと思いますし、これからデータ及び資料読みがあるといいますが、そうしますと、逆算すれば、審査書案の取りまとめというのはかなり見えてきているような気がするのですが、その辺はいかがでしょうか。

- ○更田委員長 確かに審査書案の原型といいますか、ラフドラフトはできていて、ただ、 先週の会見で、最も楽観的であればゴールデンウイーク前にもと申し上げたのだけれど も、さすがにこれは、それに、好ましくもないだろうと。やはり大きな意思決定ですの で、もう少し落ち着いた環境でやるべきだろうということもあって、ゴールデンウイー ク前というのは今の時点では考えていなくて、審査書案を示してもらって、議論を委員 会の席上で開始できるのというのは、早くても明けてからになると思っています。
- ○記者 ありがとうございました。
- ○司会 御質問のある方。フジオカさん。
- ○記者 NHKのフジオカです。

今日の定例会の議題でも触れられていたのですけれども、四電の伊方発電所のトラブルの関係で、こうしたトラブルがほかのPWRでも起きるという可能性は非常にまれだと思うのですけれども、このリスクについて、どのように捉えていらっしゃるのかということと、また、水平展開については、どのようにお考えでしょうか。

○更田委員長 まず一つは、「リスク」という言葉で言えば、もともと停止時のPWRの臨界 管理は冷却材中のホウ酸濃度を高めることでなされていて、制御棒が抜けたところで反 応度が入るわけではない。平たい言葉で言えば、出力が上がるわけではないので、そういった意味ではリスクは極めて小さい。

何らかの理由でホウ酸濃度でも下がっていない限りということと、それから、今回の事象でもそうですけれども、ビデオで監視しながらクラスタを一つずつ上げていってということで、それに制御棒が1本ついてくるという形ですから、リスクは極めて小さいだろうとは思っています。

一方で、停止時のリスクを私が余り軽視するべきではないと常々言っているのは、停止時というのは、やはり安全保護回路を一つバイパスさせているというような状態もあり得るし、それから、何しろ圧力容器の蓋が開いていたりするわけなので、停止時を侮ってはいけないのですけれども、今回の事象に関して言うと、リスクが高いとは決して言えないだろうと思っています。

一方で、確かに余り前例のない、余り聞かないトラブルなのですね。ですから、そういった意味で私も山中委員も関心を持ったのですけれども、さらに、今回の原因調査が始まる前に、これも会見で申し上げた記憶があるのですけれども、なかなか原因が分からないだろうと私は思っていました。

というのは、何らかの理由でついてきてしまったというぐらいで、その痕跡を求めるということは難しいだろうと思っていたのですが、今回、四国電力の調査を見ると、かなり疑わしいといっていい、かなりこれだと言えそうな原因を示してきているので、100%とか99%あれが原因だと言い切るのはなかなか難しいとは思いますけれども、ただ、かむ構造になっているものを、外したものを上へ上げるまでそこへそっと載せてお

くという仮置き方式を取っているので、それが何らかの理由でかんでしまうというのはありそうなことなので、そういった意味で、あの先が開いたり閉じたりするところに何らかの付着物があったら、かんでしまうというのは、かなり調査はきちんとできたのだと思っています。

そして、委員会の席上でも申し上げましたけれども、一番重要なのは対策ですけれど も、実際に今度上げるときに、もう一回重量を量って外れていることを確認しようとい うのは、これは対策としてきちんとしたものだと思っています。

- ○記者 その上で、水平展開についてはどのようにお考えですか。
- ○更田委員長 そうですね。これは、今のところ、まだ議論していないといえば議論していない。例えば、重量を量り直すというような手順を他の電力でも加えるかどうかというようなことは、ちょっと考えてみないと何とも言えないですね。

例えば、こういったことにまで強制力を持って、こういった手順を加えることというやり方をするのがいいのか、これも常々私が言っていることですけれども、箸の上げ下ろしから一々指示するような、規制当局がいなければならないような状態というのは、安全のためには決して好ましいことではないので、これはそれこそ現地の検査官と事業者、現場との間の議論なりに委ねようと思います。

- ○記者 もう一点、先ほどのテレビ朝日のヨシノさんの質問にも関連するのですけれども、原燃の再処理工場の審査について、委員長がおっしゃられる審査書の案を規制委員会で議論できるというのは、例えば、これまでのように審査書案を示して、一緒にパブリックコメントにかけることを議論するであったりとか、そういう手順に合わせて進められてきたものとは違って、単純に議論する、どういった議論を想定していらっしゃるのですか。
- ○更田委員長 これはちょっと注意深い申し上げ方をしたのは、今までも例があると思いますけれども、審査書案が示されて、その当日の会議で、では、これは注文つきかもしれないけれども、事務局案を了承してパブコメにかけようと、その段階まで進むケースもあるけれども、今までも数は多くないけれども、これはもう一回やろうといってというケースもあるので、それは本当に委員会を開いてみないと分からないところがあります。

審査書案に対して、例えば、私の予想もつかないような意見が他の委員から出るかもしれないし、それから、ある部分に関して大きな異論が出れば、それは異論が出たときの対処の幅というのは、微修正で翌週の委員会でということもあるし、これはもう一回審査会合を開かなければなというケースだって、これは特重だったから余り表になっていなかったのかもしれないけれども、特定重大事故等対処施設の審査にあっては、審査書案というのが非公開の委員会にかけられて、こんなものは駄目といってもう一回審査会合へ戻ったような例もありますので、必ずしも1回で審査書案を了承して、パブコメになるとは限らないと、そういう意味で申し上げました。

- ○記者 最後にしますが、以前、審査書の素案といいますか、更にドラフトのようなもの を示して議論したことがあったと思うのですけれども、それをもう少し進めたような形 の議論を想定すればよいのでしょうか。
- ○更田委員長 そうですね。六ヶ所再処理については、これまで非常に長い経緯があって、 さらに、航空機落下であるとか、大きな論点について、そのポイントについて、既に事 務局から委員会に報告をしてもらって、委員会で議論してきた経緯があります。

そういった意味では、六ヶ所の場合は、大きな論点というのは既に委員会で議論をしているという状態にあるのだろうと思いますので、1回の委員会で決着がつかないで複数になる可能性というのは、それなりに低いのかもしれないと私は思っています。ただ、これは本当に予想がつかないのですよ、やってみないと。

- ○司会 それでは、ヤマグチさん。
- ○記者 プラッツのヤマグチです。

先ほど御説明されたコロナウイルスに関しての対応策、リスク管理というところで、 細かな点を整理させてください。

まずは、来週からテレビ会議なるシステムを使って審査を再開されるというのは、も う技術的にもめどが立っていて、先方事業者も了解で、技術的・物理的に可能だという ことですか。

○更田委員長 ひとつひとつお答えしていきますね。

テレビ会議を使った審査会合については、プラント側の審査については、一つ模擬会 合みたいな、通信訓練みたいなものをやってみて、かなりうまくいきそうだということ なので、テレビ会議による審査会合というのは始められると思います。

一方で、これは主に地震・津波系の石渡委員が出席している方の審査会合なのですけれども、大きなスクリーンに図面を表示して、そこをレーザーポインターなどで、あるいはマウスで示しながら説明するというような審査会合については、これがテレビ会議でできるのかどうかというのは、今日の委員会でも少し議論がありましたけれども、そういったケースの場合は少人数での審査会合を開きたいという提案があったのですが、私は、今日、余りそれは好ましくない旨を私の意見としては申し上げました。

というのは、例えば、事業者側は2~3名の出席と限ったとしても、その2~3名の方が 東京事務所なり、東京に駐在している人だったら可能かなとは思いますけれども、十分 な距離を取ってやれば。ただ、サイトから出張してこられるとなると、ちょっとこれは 不可能なので、そういった大きな図面を指しながらやるというような審査会合が果たし てできるかどうかというのは、明日、石渡委員が参加していわゆる通信訓練みたいなも のをやってみますので、その席上でこれならできそうだという感触を出席メンバーが持 った場合には、そういった審査会合についても、テレビ会議システムを使って行うこと ができると思います。

- ○記者 今後、検討していくということですね。
- ○更田委員長 はい。
- ○記者 二つ目、いわゆるサイトに出向いていって、専門のインストラクターがですね、 そういうものは今から行いませんということですよね。
- ○更田委員長 それは行えないと考えています。
- ○記者 それから、出されたA班、B班に分けてという、これは緊急時、つまり、仮に規制 庁の方で感染者が出た場合というような緊急時という意味ですよね。
- ○更田委員長 そういう意味です。これは各省庁ともに似たような対応を取っていますけれども、緊急時の機能班におけるA班、B班だけではなくて、3月30日から原子力規制委員会の規制庁の各課室のメンバーをA班、B班にもう分けてあって、そのA班、B班の接触をなるべく少なくするという対策を取っています。さらに、3月30日から原則として在宅勤務、必要な場合に出勤してくると。初日の統計では出勤率が37%だったと。その後も概ね4割弱で推移をしていると。ただ、それを更に絞り込むのは少し難しいところで、まだ精査を続けているところです。
- ○記者 A班、B班というのは、それぞれ何人ほどのグループになりますか。
- ○更田委員長 それはその支分組織の大きさによります。ですから、10人の課室だったら5、 5に分けるし、16人の組織だったら8人、8人に分けると、そういう形です。
- ○記者 分かりました。 それから、もう一つ御指摘されていた1Fに出向いていっての検査というのは、これは 当面無理であろうと。
- ○更田委員長 検査というか、調査ですね。
- ○記者 調査ですね。これは具体的にいうと、それを執り行わないことによって、要する に、廃炉事業の具体的に何か影響が出そうだという懸念はございますでしょうか。
- ○更田委員長 廃炉そのものにはそれほど大きな影響といいますか、事実上、直接的な影響が出るとは思っていませんけれども、私たちは、事故の分析調査に関して、1回中間報告を出して以降、今年の暮れから来年の頭にかけて、もう一回中間報告を取りまとめようとしています。ただ、その中間報告の内容が、やはりどうしても当初狙っていたレベルまでやり遂げられるかどうかは、恐らくやや影響が出るだろうなと思っています。
- ○記者 1Fの前に戻って恐縮なのですが、いろいろテレビ会議だ、緊急時に機能班に分ける、それから、専門的な官が現場には出向かない。こういうざっくりとした方針の中で、 当面、後ろに控えている審査項目といいますか、審査プラントというところでちょっと 影響が出そうだなという案件は。
- ○更田委員長 審査ですか。
- ○記者 はい。
- ○更田委員長 いや、特別、特定のものに対してというのはそれほどないと思っているのです。審査というのは、やはり提出されている資料を読み込む、データをきっちり吟味

するというフェーズ、それが非常に多くの項目についてありますので、通常は資料の読み込みと別のポイントに関する議論というのを平行してやっているわけですけれども、この対策期間中は、それぞれのあらゆるポイントに関して、資料の読み込みとかを中心に追えるということになるので、審査会合を行わなければできない部分というのは取り戻せるものなので、この対策期間、今のような体制を取らざるを得ない期間が一月とか2か月ぐらいだったら、それは取り戻せると思っていますので、そんなに大きな影響があるとは思っていません。

○記者 最後に、これはこちらの規制庁ではなくて、事業者に関してなのですが、事業者 の方は、当然、プラントを動かしていく。ライフラインに直結するわけですから、これ はそれこそチームで何班かに分けてやって、支障がないようにするということは聞いて います。

ただ、一方、特重ですとか、再稼働に向けた安全対策工事ですとかいうところに、非常に仮にで恐縮なのですが、感染者が出たとした場合、これはなかなか想像がつきにくいというコメントも聞いておりまして、そこら辺に関しては、規制庁は何かしらのアドバイス的なお考えはございますでしょうか。

○更田委員長 私が聞いている限りでは、事業者は、新型コロナウイルス感染症対策について、極めて慎重な体制を取っています。絶対にサイトに入れないということに関しては、例えばですけれども、規制庁が事業者の方から求められたのは、例えば、現地に駐在している検査官の中には、自宅が大阪であったり東京にある者もいるわけですけれども、そうすると、御家族がそこにいて、週末は帰ってというような形態を通常は取っている人もいます。

ところが、そういった人が東京へ帰って、戻ってきてサイトに入ったら危険が高いわけですよね。ですから、東京だとか大阪の自宅に帰ったら、2週間はサイトに来ないでくださいと事業者の方から言われている。2週間サイトに入れなかったら、現地事務所の職員は仕事になりませんから、したがって、この対策期間中は自宅に帰らないでくれと指示をしています。ですから、それぐらい、各電力事業者も、サイトにウイルスを持ち込まないということに関しては神経質になっています。

- ○記者 私が、一つ難しい質問なのですが、要するに、工事自体、協力会社のスタッフの 方が出て入って、そこでそういう緊急事態が起きた場合の対策というのは非常に難しい かと思うのですけれども、これに関して何かしらお考えがあれば。
- ○更田委員長 これは電気事業者としての、原子力事業者としての事業者の危機管理の問題ですけれども、例を挙げられたような特定重大事故等対処施設の工事現場と、例えば、安全を守らなければならない、非常に代表的なのは中央制御室ですけれども、これの間の離隔というのは極めて大きなものですので、必ずしも工事現場で感染者が出たということが、すぐ直結的に危機になるとは考えにくいですけれども、ただ、工事現場にも、とにかくサイトの中へウイルスを持ち込まないということに関しては、極めて事業者は

神経質になっているし、私たちは、間違っても規制庁の職員が持ち込んでしまうようなことのないように、これもきちんと進めたいと思います。地方事務所の職員には大きな負荷がかかってしまうのですけれども、これはちょっと耐えてもらうしかないだろうと思います。

○児嶋総務課長 総務課長から、児嶋です。

一部だけ、私の記憶ですけれども、本庁から専門検査部門の人が一部出張に行く可能性があったかと思います。極めて限定的で、気は使っているのですけれども、もう一回確認しますが、一部修正させていただきます。

○更田委員長 私の方からももう一つ申し上げておくと、これは先週の会見でお話ししたと思うのですが、出張が例外的にあり得るのは保障措置に係るものなのです。IAEAは査察を継続すると言っています。私たちは査察を受ける側の国ですから、IAEAがやると言っている以上、それにあらがうことはできないのですが、IAEAの査察には核管センターないしは原子力規制庁の職員が必ず同行することになっています。したがって、IAEAがどこかのサイトに査察に行くとなった場合には、繰り返しますけれども、核管センターないし規制庁の職員がそれに同行することになります。

ただし、一応、核管センターにも、そういったケースに同行する職員に関しては、ある種の隔離といいますか、十分な感染の可能性を下げるような努力というのは既にお願いをしたところです。

- ○司会 それでは、右の列の後ろの方。
- ○記者 河北新報のヤマガタと申します。よろしくお願いします。

コロナ関連のところで、細かいところで確認をさせていただきたいことが何点かあるのですが、先ほど六ヶ所の審査書案の議論を始める時期の関連で、議論を期間が明けてからというような言い方を委員長はされたかと思うのですが、これはいわゆる緊急事態宣言自体が解除されてからという理解でよろしいのかという確認をさせていただきたいのですが。

- ○更田委員長 ごめんなさい。そこまで正確にというわけではないのですけれども、今の 考えで、緊急事態宣言というのは、今、言われているところでいえば5月6日までですよ ね。私は、六ヶ所の審査書を最初に議論するのは、早くても5月13日の委員会になるの ではないかと思っています。
- ○記者 それは緊急事態宣言のこの状況を踏まえてのことなのか、それとも、もろもろの 準備の兼ね合いなのか。
- ○更田委員長 それはまだ、要するに、例えば5月13日までに準備が整って、なお緊急事態 宣言が解除されていないケースについては、それは改めて少し検討、議論をする必要が あるだろうと思います。
- ○記者 ありがとうございます。

あと、基本的なところで、定例の委員会を隔週開催にすると判断された理由なのですけれども、これは当然、人と人の接触をできるだけ減らす観点からということで、このような判断をされたということでよろしいのですか。

○更田委員長 主な理由はおっしゃるとおりです。やはり委員会開催となると、それなり に準備のためのメンバーが多く動きますので、5人の問題だけではなくて、やはり人と 人との接触が多くなってしまうというのが、したがってそれを避けるためというのが最 大の理由です。

それから、これは飽くまで補足的な理由ではあるのですけれども、新しい検査制度の施行に伴って、品質保証等の規定が変わるので、言葉は悪いですけれども駆け込みで、昨年度末に随分多くの議案を処理した経緯があります。そういったこともあって、それから例年そうなのですが、新しい年度の初めというのはそれほど多くの議題がないのです。ですので、隔週であっても議題を処理し切れるというのが補足的な理由です。

- ○司会 それでは、アラキさん。
- ○記者 毎日新聞のアラキです。

六ヶ所の件で何点かほかの方たちからも質問が出ていて、細かくて恐縮なのですけれども、審査書案の現状のドラフトのようなものが既にできているということでしたが、まだ原燃の補正書を待っている段階でもあると思うのですけれども、もう規制庁側の方で既に進められているものというのは、幹部間でも情報共有といいますか、そのドラフトなりは見始めているという段階なのでしょうか。

○更田委員長 そもそも前回の補正に対して加えた指摘のほとんどが、添付されているべきものがついていないとか、リンクがそろっていないというような類いのものなので、そういった意味で、最後の補正を受けて、当然、審査書案に変更は出るかもしれないですけれども、審査書案の大筋に関して変更が出るわけではないので、ドラフトのようなものは作られています。

それの配付状況について、私自身は詳しく知りませんけれども、少なくとも私はそのドラフトを受け取っています。

○記者 分かりました。

あと、先ほど13日というふうにおっしゃいました。これは少なくとも一番早くて13日 という理解ですよね。

- ○更田委員長 そのとおりです。
- ○記者 ありがとうございます。

あと、もう一つ、今度は新型コロナ対策の特重の方の関連で、可能性は低いかなとも 思うのですけれども、万が一特重の工事現場の方で感染者が出て、工事がストップした 場合は、特重は期限が示された時計の針はもう進んでいると思うのですけれども、それ が進み続けるのか、それとも規制委として何らかの対応をしてあげるというか、するの でしょうか。

- ○更田委員長 少なくとも今の時点で、時計の針を止めるということは考えていません。 ただ、この新型コロナウイルスの影響というものがどのくらい広がるのか。例えば米 国やフランスのようになっていくのか。それは今の時点で予断を許さない状況ですので、 非常に深刻な状態になったときの対応というのは、それは検討の可能性まで否定するも のではありませんけれども、少なくとも今の時点で時計の針を止めるということは考え ていません。
- ○記者 分かりました。ありがとうございます。
- ○司会 それでは、フクオカさん。
- ○記者 日本経済新聞のフクオカと申します。

1点、コロナウイルス対策関連でお伺いしたいのですけれども、もし仮に審査会合をテレビ会議でやって、非常に順調に会議が何の支障もなくできるようになった場合には、コロナウイルスの感染拡大が落ち着いた平常時においても、遠隔での会議を標準にするということはあり得ることなのでしょうか。

○更田委員長 それはまだ議論していないですよね。全く議論をしていないのですけれども、ただ基本的には、別にテレビ会議での審査会合だけではなくて、テレワークにしてもそうですけれども、これは働き方を、より働く人たちの働きやすい環境を作っていくという意味においてはいいことだと思いますので、もちろん早く今のような状態を脱することができることをまず第一に願っていますけれども、脱したときにそこから教訓として、より働きやすい環境、これは規制庁、規制委員会だけではなくて、事業者の方や、それからそれを見る人たちにとっても支障がなくて、その方がということがあればですね。

例えば実際、審査会合は、その場で傍聴される方というのはもうどんどん減っていて、 ほとんどおられないような状況もありますので、おっしゃるように感染症対策としてで はなくて、働き方の改善として捉えるということはあり得るだろうと思っています。 ただ、ちょっと今まだそれを考える状態にはありません。

- ○記者 ありがとうございます。
- ○司会それでは、ヒノさん。
- ○記者 毎日新聞のヒノです。

度々すみませんけれども、また事前会議のことで。

先日も衆議院の環境委員会で答弁されたと思うのですけれども。

- ○更田委員長 昨日の。
- ○記者 昨日ですかね。事前会議の音声、これを動画で公開した後の国会答弁とか記者会 見で、更田委員長はこうおっしゃっているのです。到底成り立たないような案も含めて、

極端に言えば、相手の側の一定の立場に立って議論するというのはブレインストーミングでよくあることだと。事業者に足元をすくわれないように、自分が様々な立場に置いてみて意見を言うということがあると。これを何回か繰り返されてらっしゃるのですけれども、これはどういう意味ですか。

- ○更田委員長 申し上げているとおりではありますけれども、例えば一つ本命の案があるとしますよね。本命の案があるのだけれども、その本命の案で本当に欠点がないかどうか、あるいは、足元をすくわれるというのは、相手側の立場に立って考えたときに、相手が有利になるような手が出てきてしまわないかどうか。例えば強制力を持って規制を実施するときに、抜け道ができてしまうようなことがあってはならないので、相手の視点に立って考えてみるというのはブレインストーミングでよくあることです。
- ○記者 何か、言ってみたら相手に成り代わって、相手だったらこう言うだろうみたいな ことを言うという発想ですか。
- ○更田委員長 相手だったらこう考えるかもしれない、こう考えてくるかもしれない。そ ういうような意味です。
- ○記者 そうすると、動画での発言で、一部真意ではないけれども相手に成り代わって言ったつもりの発言があると、そういう御趣旨ですか。
- ○更田委員長 私、その録画を全部聞いているわけではないので何とも言えないのですけれども、そういうポイントがあったとしてもおかしくはないと思います。
- ○記者 真意ではないけれども言ったからということですか。
- ○更田委員長 それは、例えばこれは技術者や科学者がよく用いる手法だけれども、議論 や自分の論理を強化するときには、真意でないどころか、あえて間違ったことを言って 議論を活性化させることも非常に頻繁にあります。
- ○記者 これ、基準不適合を巡る話の追及の場面で大体出てくる委員長の論法なんですよね。どうもこの3回の国会とか記者会見を含めて。恐らくこれまで斉木議員ですとか、 先日の近藤議員もおっしゃっていたのが、新しい知見でよく考えてみたら自然条件に合わないから取り戻せというのと、原発稼働の差止め訴訟なんかだと基準に不適合という 論理を生みやすいのだろうなという、これは動画でも公開している場面なのですけれども、この発言のことを恐らく問題視していると思うのですけれども、これは相手の立場に成り代わって言ったという発言だということなのですか。
- ○更田委員長 ちょっとごめんなさい。今、にわかに答えられないけれども、必ずしもそれが相手の立場に立ったかというものとも思わないですけれどもね。いろいろな立場に立っていると思いますよ、第三者ということもあるだろうし。
- ○記者 この後に更田委員長は、音声記録を聞く限りにおいて、多少ふさわしくない発言 だったと思っていますと。これは何がふさわしくないのですか。
- ○更田委員長 例えば、差止めと取消しの区別もつかないで発言しているようなところは ありましたし、たしか自分のことを一人称でおいらと呼んでいたりしていて、余り上品

な話し方はしていなかったなと、そういう意味で言っているのです。

○記者 取り違えているからではなくて、基準不適合だと言われるのを恐れているかのような発言がふさわしくないということではないのですか。今、先ほどおっしゃっている 質問と答えが合っていないような感じがするのですけれども。

行政訴訟だと取り違えていたというのは、後の国会の答弁でおっしゃったことであって、この斉木議員の質問に対して、行政訴訟で国が被告になるのだから、守る論理を考えるのは当たり前だという論法でおっしゃったことですよね。

- ○更田委員長 それはそうですね。
- ○記者 だから、この基準不適合だという論理を生みやすいのだろうなという発言が、多 少ふさわしくない発言だと思っているというのとは、関係ないのではないですか。
- ○更田委員長 私がどの部分を捉えて、多少ふさわしくないところがあったと言ったのか と、今の時点で特定できないですね。
- ○記者 そうですか。では、それはいいでしょう。 バックフィットについて2、3お伺いしたいのですけれども、この問題はバックフィットを巡る問題ですよね。これは一応、確認させていただきます。
- ○更田委員長 はい。
- ○記者 かねてから、この問題の報告徴収命令案というのは、委員長は、18年11月21日の記者会見で既に再評価命令を求めるという見通しを示している。事実上の意思決定は既にこの時点で行われているという発言まで、これが矛盾しているようにも私は聞こえるのですけれども、それは一旦さておき、このときの発言は、こういうふうに言っていらっしゃるのです。今まで行ってきたバックフィットと同じ、ないしは似た扱いになるのだろうと思いますと。例えば規則や基準の中である一定値が定められていて、その値が引き上げられたらバックフィットをかけるというのは例でございますと。ちょっと飛ばしますけれども、噴出量が大きくなったシミュレーションにおいて、改めて各発電所にどれだけの降灰を考えるべきかと。これをきちんと検討してもらって、火山灰対策を強化する必要があると評価する場合には、その強化を行ってもらうと。

これはしかし、この段階でバックフィット命令はまだ一件も出ていないですよね。

- ○更田委員長 バックフィットとバックフィット命令とは全く別物です。
- ○記者 分かっております。
- ○更田委員長 バックフィット命令というのは、バックフィットを実現するときの方法の 一つでしかないのです。例えば新規制基準への適合もバックフィットなのです。既に許 可を得ているものに対して、基準を引き上げて、それへの適合を求めるというのは、新 規制基準への適合も一つのバックフィットだし、特定重大事故等対処施設もそうだし、 今日の議題で言えば有毒ガスもです。

ただ、こちらから命令をすることもなしに、事業者が従う、新しい基準に適合させる という意思を示している場合には、命令を出す必要がないわけです。火災警報器である とか、HEAFという高エネルギーアークであるとか、DNPより先行するバックフィットの 事例は幾つもあって、それぞれのやり方、事業者との間の意見交換であるとか様々なや り方でバックフィットを実現させてきたので、DNPがというのは、その何番目かのバッ クフィットだというのが私の認識だし、委員会の認識です。

- ○記者 それで、唯一のバックフィット命令であると。
- ○更田委員長 バックフィット命令をツールとして使ったというのは、これまで実は、先週ヒノさんから条文の番号を出されて質問がありましたよね。その後になって私も知ったのだけれども、委員会は、このレベルへの適合を求めるとか強制するというところまでを意思決定と考えていて、それをどう相手に実施させるかというのは手順の問題なのです。手順の問題だからこそ、11月21日の委員会で、規制庁に対して手順を検討してくださいと指示した。

ですから、先日の国会でもお答えをしましたけれども、11月21日の委員会でこれを新知見として認定する。ですから、それを参酌したレベルへの対応を求めるという意思決定を11月21日に委員会は明確にしている。それをどう実施するかという検討を事務局に指示をしたというのが11月21日の時点です。

- ○記者 つまり、同意ベースと言うべきか、指導ベースでもバックフィットというのはあ り得るということですね。
- ○更田委員長 もちろんです。
- ○記者 そうすると、いわゆる1案の文書指導案もバックフィットには入るのではないですか。
- ○更田委員長 ヒノさんの言われている文書指導案の1案というのは、まだあの時点で関西 電力が再評価を行うことに同意していないのです。
- ○記者 私の質問に答えてもらえませんか。 指導ベースであっても、バックフィットに入りませんか、入りますか。
- ○更田委員長 1案というのは。
- ○記者 バックフィットを一般論として、同意ベースの指導であってもバックフィットに 入るということで理解したのですけれども、これは間違いですか。
- ○更田委員長 それは間違いではないですよ。
- ○記者 ですよね。だったら行政指導で基準に適合するように変更申請を求めるというの は、バックフィットではないのですか。
- ○更田委員長 今、ヒノさんは、DNPのケースのことを言っていますか。それとも一般論を 言っていますか。
- ○記者 どちらもお答えください。
- ○更田委員長 一般論だったらイエスです。あり得ます。ただ、DNPのケースでは1案というのは取り得ません。
- ○記者ですから、それは取り得ませんというのは毎回聞いていますけれども、あの段階

のあの1案というものは、バックフィットには該当するのですか、しないのですかと聞いているのです。

- ○更田委員長 質問の意味が分からないですね。
- ○記者 分かっていらっしゃるはずでしょう。バックフィットに該当するのですか。
- ○更田委員長 どういう意味ですか。本当に質問の意味が分からない。
- ○記者 そうですか。
- ○更田委員長 新しいDNPという知見を基にした噴出量の評価をして、各発電所の層厚を改めて見直して、それに見合った対策を取らせる。これがバックフィットです。
- ○記者 同意しないからバックフィットではないとおっしゃりたいのですか。
- ○更田委員長 違います。
- ○記者でも、そうすると先ほどの話と全然矛盾しませんか。
- ○更田委員長 矛盾しません。
- ○記者いや、しますよね。
- ○更田委員長 しません。全く矛盾していません。 関西電力が再評価を行わない限り、各発電所の層厚で火山灰の降下密度というのは出てこないのですよ。
- ○記者 バックフィット命令は変更申請を出させますよね。変更申請の中には各敷地内の 層厚が入っていますよね。それはバックフィット命令でやることは法的には不可能なの ですか。
- ○更田委員長 もう一回。
- ○記者 変更申請の中に、各サイトの敷地の層厚というのは入っていますよね。
- ○更田委員長 はい。
- ○記者 動画でも言っていましたけれども、だから本文記載事項なわけですよね。 これをバックフィット命令で再び出させるというのは、法的に不可能なのですか。
- ○更田委員長 だからこそ出させたわけではないですか。
- ○記者 ですから、私はバックフィット命令で出させることは法的にできないのですかと 聞いているのです。
- ○更田委員長 そこの時点では、できないですね。
- ○記者 何で。
- ○更田委員長 層厚が分からないから。
- ○記者 それは、法的にちゃんと検討しているのですか。本当にバックフィット命令でそれをできないのですか。
- ○更田委員長 どういう意味ですか。

例えば20センチならば20センチの層厚がかつて想定されていましたと。噴出量が変わる。噴出量が変わった想定に対して、層厚をきちんと評価しろということをやろうとしたときに、まだ噴出量が変わって、ここの層厚がどう変わるか分からない時点で、どう

やって申請をさせるのですか。

- ○記者 噴火規模は既に知見として認めていらっしゃいましたよね。ベーシックになると。 10立米でしたか、上回ると。それを前提にして層厚で出させるということは、法的に不 可能なのですか。バックフィット命令で。
- ○司会 すみませんけれども、質問を頂きたいのです。主張を頂く場ではない。
- ○記者 主張はしていません。それは法的に可能なのか、不可能なのかと私は尋ねている のです。
- ○更田委員長 あのケースではノーでしょうね。
- ○記者 ノー。法的にできない。
- ○更田委員長 できないと思います。
- ○記者 できないと思う。検討はしていないということでいいのですか。検討はした、していない。
- ○更田委員長 それは記憶にないし、恐らくしていないでしょうね。
- ○記者 なるほど。
- ○司会 総務課長から。
- ○児嶋総務課長 総務課長の児嶋です。一応、話がかみ合っていないかもしれないので。 設置許可の変更を命令する、いわゆるバックフィット命令とおっしゃっているものに ついて、変更しなければいけない大前提として、各敷地ごとの層厚がどれぐらいになる か具体的でなければ、例えば大山の噴火規模が変わったとしても、それがどの程度影響 するか分からないので、まずそれを特定しない限り、そもそも設置許可を変更させる必 要があるかどうかが分からないので、まずは層厚を、噴火規模は変わりました。そこは 新知見となります。

ただし、それがそのそれぞれの敷地にどう影響するのか特定しましょう、だから再評価命令をかけましょうとなったのですけれども、結果として、それが分からない限りはバックフィットの命令をかけるということは、事実上できないと思います。

○記者 答えになっていないですね。

それから、児嶋さんは検討の会議とかに入っていらっしゃったのですか。

- ○児嶋総務課長 総務課長の児嶋です。
 - 今、私が申し上げているのは、行政命令の手続について申し上げています。
- ○記者 先日の国会でも質問が上がっていたのですけれども、報告徴収命令は最初から決まっていたと言ったわけですよね。委員長、これは11月21日の記者会見で、再評価を命じるのは最初から決まっていたのだとおっしゃりたいわけですよね。
- ○更田委員長 いえ、決まっていないですよ。私の見通しを見解で述べたと言っているで はないですか。
- ○記者 事実上の意思決定は既に行われているとおっしゃっています。2018年11月21日で、 記者会見で、既に見通しを述べております。事実上の意思決定は既に行われていますと

おっしゃいましたよね。

- ○更田委員長 間違いありません。
- ○記者 これはだから、報告徴収命令をするということではないのですか。
- ○司会 お互いにすみません、ちょっと待ってください。
- ○記者 あなたが別に介入する必要はないと思います。
- ○司会 私は司会ですから、ちゃんと円滑なやりとりをできる範囲での介入はします。
- ○更田委員長 どうぞ。
- ○記者 どうぞ。
- ○更田委員長 いいですか。

全く間違っていません。事実上の意思決定と言ったのは、繰り返し申し上げますけれども、規制委員会の5名にとって事実上の意思決定というのは新知見として認定して、噴出量の変化に応じた対策が必要なケースはその対策を取ってもらうという、バックフィットをかける、かけないというところが事実上の意思決定です。

というのは、それを関西電力に強制ないしは関西電力の同意を得るための手順というのはその後のプロセスです。そもそも、それでどういうやり方になりますかというのに対して、会見で、まずは評価がないことにはどうにもならないだろうから、まず評価を求めることになるだろうという見通しを私は言いました。

- ○記者 ですから、その評価は設置変更許可申請の中で出させるということは法的に可能 なのではないですかというふうに私は質問しているわけです。
- ○更田委員長 設置変更許可申請の中でと、まだ層厚は出ていないわけですから。
- ○記者でも、層厚は設置変更許可申請に書かれますよね。
- ○更田委員長 はい。
- ○記者ですよね。言っていることが全く分からないのですが。
- ○更田委員長 どうして分からないかな。
- ○記者 分かりません。
- ○更田委員長 私も分からない。
- ○司会 見解が違うということで、今日は終わりにさせてください。 次の方、いらっしゃいますか。
- ○記者 すみません、最後の1点だけ。

止める、止めないの話になると、改善ができない、不適合状態にあるから取り戻しに 行きますと言うと、取り戻すまでは止めておいてくださいとなってしまうと委員長は発 言されていらっしゃいますけれども、これは止めたくないから基準不適合を認定したく ないとしか受け止められないのですけれども、これは何で止めたくないのですか。

○更田委員長 私は止まるのがどうかということも言っていると思いますけれども、そも そも事業者の不利益を気にするぐらいだったら、DNPなんて我々は始めていないではな いですか。 DNPは、規制委員会が自ら研究の中で認めて、調査にまで行って、自分たちの方から動いて、新しい知見を探して、その知見に基づいて規制を強化しようとしたものです。

どうして事業者の不利益を心配するような組織が、規制強化のための材料を自ら見つけに行くのですか。

- ○記者 そうしたら、先ほど、最初のところに戻ってしまうのですけれども、これは相手 の立場に成り代わった真意ではない発言ということになるのですか。
- ○更田委員長 どういう意味ですか。
- ○記者 だってそうですよね。最初、ブレインストーミングだから、自分を様々な立場に 置いてみて発言していると、これはそういう発言だとおっしゃるのですか。
- ○更田委員長 様々な発言があるという意味で申し上げています。
- ○記者では、この発言は真意なのですか、真意ではないのですか。
- ○更田委員長 例えばどの。
- ○記者 だから、止める、止めないの話になると改善はできない。不適合状態にあるから、 取り戻しに行きますと言うと、取り戻すまでは止めておいてくださいとなってしまうと。 これは委員長の真意なのですか、真意ではないですか、どちらですか。
- ○更田委員長 ちょっとそれは何とも言えないな。

例えば、小さな変化のために発電所を即刻止めなければならないというような議論は、バックフィットを大きく阻害するのです。これは国会でも今まで申し上げているのですけれども、例えば、発電所の安全のレベルに対して様々な要因があるうちのちょっとした変化を、これは国会答弁でも既にお答えしていますね。ちょっとした変化があるがために、それを満たさなければならないのに、すぐ止めなければいけないというふうになるのだったら改善なんてできないのですよ。

- ○記者 それは、去年の6月の経産委員会の話ですね。
- ○更田委員長 どこで言ったか私は覚えてないけれども。

小さな変化をすぐに停止というふうに、直結的に結びつけるような議論をしていたのだったら改善はできないというのは、これは自分の立場で言っていますね。それは私の意見ですから。

- ○記者では、これは真意だということでいいのですか。
- ○更田委員長 これはというのは。
- ○記者 不適合状態にあるから、取り戻しに行きますと言うと、取り戻すまでは止めてお いてくださいとなってしまうという。
- ○更田委員長 それは自分の立場ですね。
- ○記者 立場。
- ○更田委員長 はい。私の意見ですね。
- ○記者では、真意ということでいいのですね。
- ○更田委員長 はい。

- ○記者 止める、止めないの話になると、改善ができないと。
- ○更田委員長 はい。全てが止める、止めないの話になるというのは、改善に決して結び つかない。これはこれまでも申し上げていたとおりです。
- ○記者 分かりました。
- ○司会 それでは、右の列の一番後ろの方。
- ○記者 東京新聞のフクオカです。

新型コロナ対策の関係で、細かい点で1点、今の記者会見の関係で確認をさせていただきたいのですけれども、通常、規制委員会と同日に会見を開かれています。基本的には開かれた会見の場というのは安易に制限されるべきではないと考えていますけれども、このような新型コロナの情勢ですので、配慮も必要だとも思っています。

委員長として、会見の在り方について何か検討されているとか、お考えがあれば教えてください。

○更田委員長 これは正直、長官と私との間で委員会の頻度等をどうしようかという相談をしたときに、私が懸念として持ったのは、委員会を隔週にはせざるを得ないだろうと思ったのです。先ほども申し上げたように、委員会を開くとなると非常に多くの職員が出てこなければなりませんので。

ただ、会見をどうしようかと。委員会を開催しない水曜日に会見を持つこともというのは考えたのですけれども、というのは、ただしこの会見は、午前中の委員会の議題に対して、更に詳しく説明するというのが基本的な会見の趣旨ですので、ちょっと考えたのですけれども、一応、委員会を開催しない日は会見を持たないというふうに決めました。

ただし、例えば非常に多くの方が不安を持つようなトラブルであるとか、ある程度の 大きなトラブルとかがあった場合には、これは会見をするべきなのだろうと思っていま す。

ただ、各原子力施設の状態が、現在どういう状態にあるかというものは、ホームページを御覧いただいても確認をできますし、また、記者ブリーフィングという形で総務課長をはじめブリーフィングをしますので、その席でお伝えができるだろうというふうには思っています。

ただ、余り今からこういう事態があったら、どういう事態があったらというのは想定 しづらいのですけれども、例えば原子力発電所で大きな変化、感染症にまつわるような 大きな変化があったようなときには、これは委員会を持たなくても臨時の会見を持つと いうことは視野に入っています。

- ○記者 分かりました。ありがとうございます。
- ○司会 ほか、御質問のある方。

コンドウさん。

○記者 電気新聞のコンドウです。

細かい案件で恐縮なのですけれども、RFSは補正が出されましたけれども、審査書案の 取りまとめの時期等はいかがでしょうか。

○更田委員長 最近、余りRFSについて直接的な報告は受けていないのですけれども、そんなに時間をかけずにできるとは思うのですが、ただ許可というような議題をこういう中で扱うことが好ましいのかどうかは少しちゅうちょするところがあります。

更に言えば、RFSの社長さんにお目にかかったときには急いでくれという感じだったのですけれども、その後、どうもそうでもないような状態なので、これもやはりゴールデンウイークが明けてからなのではないかというふうに思っています。

- ○記者 念のため確認ですけれども、原燃と同じようにもうまとめの段階ですので、こういうテレビ会議システムの影響等はRFSについてもないと。
- ○更田委員長 ないと思います。RFSの方がもっとその点は顕著で、大きな論点は終わっていて、本当に補正さえしてくれればという状況でしたので、もうこれは今のような状態の、今のような体制を取っていることが審査に与える影響はありません。
- ○記者 ありがとうございます。
- ○司会 ほかはございますか。

以上でよろしいでしょうか。

それでは、本日の会見は以上としたいと思います。お疲れさまでした。

一了一